

令和4年3月31日

厚生労働省年金局

企業年金・個人年金課長 殿

企業年金連合会

会員サービスセンター長

他年金選択（併給調整）による支給停止情報の提供及び日本年金機構・住民
基本台帳ネットワークからの情報に基づく失権処理について（照会）

照会1. 他年金選択（併給調整）による支給停止情報の提供について

厚生年金基金及び代行返上した確定給付企業年金（以下「企業年金等」という。）の受給者への年金給付に当たっては、日本年金機構から提供される老齢厚生年金の支給停止情報を受領し、その情報をもとに受給者に対し支給停止及び独自給付を行っています。

現在、日本年金機構から提供される老齢厚生年金の支給停止情報のうち、当連合会から企業年金等へ提供可能な情報は在職老齢年金及び雇用保険法等による給付との調整に限られており、遺族厚生年金又は障害厚生年金の受給により老齢厚生年金が支給停止されている情報は提供しておりません。

厚生年金基金については、遺族厚生年金又は障害厚生年金の受給を選択したことにより老齢厚生年金が併給調整により支給停止された場合に、代行部分の給付について支給停止する場合には、支給停止情報の提供を受けられないと過払いが発生するため、当該併給調整による支給停止情報が必要となります。

また、代行返上した確定給付企業年金については、遺族厚生年金又は障害厚生年金の受給を選択したことにより老齢厚生年金が併給調整により支給停止された場合に、厚生年金基金当時の代行部分の給付について支給停止していなかったときは、その支給停止された部分を当該確定給付企業年金が補填給付を行う必要があるため、当該併給調整による支給停止情報が必要となります。

つきましては、企業年金等において適正な年金給付を行うために、日本年金機構から提供される当該併給調整による老齢厚生年金の支給停止情報を、企業年金等に提供しても差し支えないでしょうか。

照会 2. 住民基本台帳ネットワークの死亡情報及び日本年金機構の保有する年金個人情報
(死亡失権情報) に基づく失権処理について

確定給付企業年金、厚生年金基金及び企業年金連合会における年金給付の受給権は、確定給付企業年金法第 40 条等において、「受給権者が死亡したときは消滅する」と規定されていることから、住民基本台帳ネットワークの死亡情報又は日本年金機構の保有する年金個人情報(死亡失権情報)の提供を受けた際には、遺族からの死亡届の提出がない場合であっても、これに基づいて失権処理を行っても差し支えないでしょうか。